

会 議 の 経 過

委 員 長（久田伸一君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

円子徳通委員より、30分ほどで退席するということですので、皆様よろしく願います。

開議（午前10時00分）

委 員 長（久田伸一君）

六戸町議会委員会条例第19条に基づき、出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

ここで委員及び理事者側の皆様をお願いします。

質疑は、予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔にお願いをいたします。また、答弁も簡潔にお願いをいたします。

なお、今回の委員会も、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、課の入替えを行います。その際には休憩を取ります。

それでは、予算特別委員会に付託されました議案第16号 令和4年度六戸町一般会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは早速、議案第16号 令和4年度六戸町一般会計予算についてご説明いたします。

私の概要説明ですけれども、こちらの議案書、全てこの議案書に基づいて説明いたしますので、ご用意願います。

議案書の76ページからになります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億2,500万円で、前年度当初比較11.93%、金額にして6億5,290万円の増となります。

款項の区分ごとの金額は、78ページからの第1表歳入歳出予算のとおりとなります。

第2条の債務負担行為につきましては、83ページの第2表、第3条の地方債につきましては、84ページの第3表のとおりであります。

77ページの上段になりますが、第4条は一時借入金について、第5条は歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の内容について、引き続きこの議案書78ページからの第1表歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

なお、説明の中での増減額は、前年度、令和3年度当初予算との比較になります。

最初に、歳入から申し上げます。

1款町税は13億5,742万1,000円を計上、前年度より1億7,359万9,000円の増であります。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税とも増額となりますが、入湯税は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少するものと見込んでおります。

2款地方譲与税から79ページ上段の10款地方特例交付金までは、制度に基づき国や県より交付されるもので、前年度までの収入実績の推移や地方財政計画を基に所要額を計上しております。

次に、11款地方交付税は、地方財政計画や前年度までの実績の推移などを基に、20億2,000万円を計上いたしました。前年度より1億円の増となります。

1つ飛んで、13款分担金及び負担金は1,081万3,000円で、前年度とほぼ同額となります。

14款使用料及び手数料は3,732万7,000円を計上、前年度より174万1,000円の減となります。

15款国庫支出金は、各種の扶助費や給付費、補助事業等による歳出との関連において計上したもので、まず1項国庫負担金は6億3,989万3,000円を計上いたしました。前年度より1,957万2,000円の減となりますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の減によるものであります。

同じく2項国庫補助金は2億1,558万6,000円を計上、前年度より9,547万6,000円の大幅な増となります。主な要因は、道路新設改良事業及び町営住宅改修事業に伴う社会資本整備総合交付金の増によるものであります。

同じく3項委託金は1,369万7,000円を計上、前年度より95万7,000円の減となります。

次の16款県支出金も、各種の扶助費や給付費、補助事業等による歳出との関連において計上しており、まず1項県負担金は3億4,279万1,000円を計上、前年度より261万8,000円の減となります。

同じく2項県補助金は2億7,164万6,000円を計上、前年度より2,838万5,000円の増となります。主に、農業費補助金が事業費との関連により増額したことでと商工費補助金の電源立地地域対策交付金の財源調整によるものであります。

同じく3項委託金は1,899万5,000円を計上、前年度より267万6,000円の増となります。

1つ飛んで、18款にまいります。

18款寄附金は652万1,000円を計上、前年度より552万円の増となります。ふるさと納税分について令和3年度の実績見込額などを参考に増額計上いたしました。

19款繰入金は5億2,228万2,000円を計上、前年度より1億4,404万3,000円の増となりますが、学校建設基金からの繰入金が増額となったものであります。

80ページにまいります。

21款諸収入は全体で3,249万1,000円を計上、前年度より2,530万3,000円の減となります。これは5項雑入において前年度計上しておりました海洋センター修繕助成金分が減となったものであります。

歳入の最後になります。

22款町債は、事業費との関連や地方財政計画に基づき所要額を計上しており、全体では1億2,260万円増の3億1,630万円の計上となります。

次に、歳出についてご説明いたします。

81ページからになります。

人件費、物件費など経常経費を除いた主なものについて款を追ってご説明申し上げます。

1款議会費は、人件費の減により8,158万5,000円の計上となります。

2款総務費は全体で9億6,427万円を計上、前年度より1億9,623万4,000円の大幅な増となります。主な内容としては、1項総務管理費では、ふれあいの郷づくり事業や若者定住支援事業、定住対策住宅建設事業補助、防犯灯電気料への補助事業等を継続実施するほか、マイナンバー関連のシステム導入経費や電源立地地域対策交付金事業基金積立金を新たに計上し、項の計では1億3,571万5,000円の増となります。

2項町税費と3項戸籍住民基本台帳費では、全庁型GISシステム更新業務や住民基本台

帳グループウェアサーバー更新業務などシステム関連経費を計上しております。

3 款民生費は19億8,371万1,000円を計上、前年度より2,403万3,000円の増となります。主な内容としては、1 項社会福祉費では、障害者福祉費における扶助費が増加しております。

2 項児童福祉費では、保育士等の処遇改善など特別保育事業補助金が増となっており、新たに学童保育所修繕経費を計上しております。

4 款衛生費は4億8,365万円を計上、前年度より4,893万5,000円の増となります。主な内容としては、1 項保健衛生費において、各種予防接種経費や扶助費が減額となったものの、母子衛生費では、新生児の聴覚検査への費用助成や3歳児健診で使用する屈折検査機器の導入経費を新たに計上しております。また、診療所事業特別会計繰出金も、診療所の正面玄関自動ドアやトイレの改修に伴い増となっており、項の計では4,519万7,000円の増となります。

2 項清掃費につきましては、十和田地域広域事務組合清掃特別会計負担金が420万円ほど増額となっております。

6 款にまいります。

6 款農林水産業費は3億1,280万2,000円を計上、前年度より2,482万8,000円の増となります。主な内容としては、1 項農業費において、多面的機能支払交付金事業や各種補助金・助成金事業を継続実施するほか、第2期農業用機械等導入支援事業補助金500万円や農薬散布用無人ヘリコプターのオペレーター技能教習研修費用助成金を計上いたしました。また、2年連続で実施を見送りました黒毛和種繁殖雌子牛導入支援事業補助金700万円も改めて計上しております。

2 項林業費には、寄贈された桜の苗木の植樹に係る経費を計上いたしました。

7 款商工費は7,027万4,000円を計上、前年度より321万円の減となります。主な内容としては、メイプルタウンフェスタ事業やろくのへブランド推進事業などを継続実施するほか、新たにメイプルふれあいセンターの屋外トイレにオストメイト用設備を設置する経費を計上いたしました。また、昨年度まで10款教育費の4 項社会教育費に計上しておりましたみのりスタンプ会との共催事業経費も、この7 款商工費へ計上することといたしました。

8 款土木費は6億4,812万8,000円を計上、前年度より1億2,802万3,000円の増となります。主な内容としては、1 項土木管理費に、空き家対策として、老朽危険空き家除却事業、宅地創出空き家除却事業、空き家リフォーム事業の各補助金を計上いたしました。

2 項道路橋りょう費は、国の交付金事業による道路整備事業費が増となるため、1億796

万9,000円増での計上となります。

82ページの3項住宅費は、国の交付金事業によるひばりヶ丘住宅の外壁張替え事業経費を計上しております。

4項都市計画費は、下水道事業特別会計繰出金が小松ヶ丘地区流域下水道接続工事の関連で4,000万円ほど減額となっております。

9款消防費は2億7,452万4,000円を計上、前年度より1,191万5,000円の減となります。主な内容としては、消防団員の報酬について処遇改善のため単価の見直しを行い、前年度より470万円ほどの増額で計上しており、消防団屯所等の改修についても年次計画的に進めることとしております。また、防災行政無線の修繕経費やソフトウェア改修経費を計上しております。

10款教育費は8億5,540万4,000円を計上、前年度より2億6,297万1,000円の増となります。主な内容としては、1項教育総務費は、義務教育学校新築工事実施設計業務経費や開校に向けての準備のため指導主事を1名増員する経費などを計上したことにより、項の計では3億2,970万5,000円の増となります。

2項小学校費は、旧柳町小学校解体経費と六戸小学校屋上防水部分の改修経費を計上、3項中学校費は、七百中学校グラウンド防風ネット改修経費を計上しております。

4項社会教育費は、自主事業経費の一部を7款商工費へ計上したことと、ふれあい昭陽館内のPCBの処分が完了したことにより、項の計では1,907万9,000円の減の計上となります。

5項保健体育費は、メイプルスタジアム落雷対策改修事業経費や総合運動公園のトイレ洋式化改修事業経費を計上しておりますが、B&G海洋センターの改修事業が令和3年度で完了したことにより、項の計では3,195万9,000円減での計上となります。

最後に、12款にまいります。

12款公債費は1,500万円減の4億4,550万円の計上となります。

目、節の詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりとなっております。

なお、予算に関する説明書には、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書も添付させていただいております。

また、主要施策等を体系的に整理いたしました水色の冊子の当初予算概要書も配付させていただいております。併せてご覧いただきたいと思います。

以上で議案第16号の説明を終わります。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、事項別明細書の歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

最初に、歳入の質疑に入ります。

1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金の質疑を受けます。

予算に関する説明書の3ページから5ページまでであります。

質疑ありませんか。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

4日の日に概要説明を受けましたけれども、再度確認したいと思います。

町税1億7,300万円ほど増に見えていますけれども、これで大丈夫かどうか確認したいと思います。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

町税の増収見込みについてご説明いたします。

先般、概要説明で説明した内容にもなりますが、まず町民税からちょっと具体的にご説明したいと思います。

まず、町民税に関して、令和3年度、要は令和3年度の当初予算の編成時、新型コロナウイルスの影響が全ての所得に大きく影響すると見込み、令和2年度と比べて大幅な減という予算を組ませていただきました。

ただし、実際、確定申告が終わり、令和3年度の税額、また、賦課時点、その時点で各所得ともコロナの影響が少なく、農業所得は主要野菜の取引価格が好調、給与所得、あと営業等所得の方々も、コロナの影響、全くないというわけではないんですが、ほぼ大きな影響を受けていないという結果であり、令和3年度、今まだ執行中ですけれども、大幅な増収とな

る見込みであります。

よって、令和4年度の予算編成において、令和3年中もコロナの影響というのがないわけではないんですが、大きな影響がないと見込み、その分で大幅な令和4年度の増収見込みとなっております。

あと、固定資産税に関しては、1億3,000万円ほどの増収という予算になっておりますが、これも令和3年度、国の特例、地方税法一部改正によって、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策というものの税制上の措置、これ令和3年度限りの税制上の措置でありましたが、中小企業が所有する事業用家屋、償却資産、これが大幅な減収がある企業に対して、課税標準額を2分の1またはゼロとする措置が取られました。これは令和3年度限りです。それが令和4年度ないので、なくなります。その分で約7,000万円ほど増えます。

あと、これも償却資産ですけれども、令和3年度大臣配分の償却資産が一部、新幹線関連の設備のものなんですけど、6,000万円ほど増えて交付されました。これも令和4年度見込まれますので、合わせて1億3,000万円ほど増えるという見込みとなっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

そのとおりでいいと思います。

それから、5ページの森林環境税ですが、何か目的を見ると、理解ちょっとしてないんですが、24節積立金で積立てをしているんですが、目標を定めて積立てしているのかどうか。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

申し訳ございません。この森林環境譲与税に関して、税務課所管ではございませんが、これ農政課でしょうか、目的基金になりますので、毎年基金へ積んでいると思われますので、

もしよければ後で農政課長のほうからお聞きいただければと思います。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

8 番（下田敏美君）

はい、了解しました。

委員長（久田伸一君）

次に、質疑ありませんか。

1 番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

17ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと納税、17ページ。

（「まだまだ」の声あり）

1 番（盛田嘉彦君）

まだまだ。17ページ、すみません、予算に関するは、まだまだですね、すみませんでした。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

それでは、質疑なしと認めます。

次に、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金の質疑を受けます。

5ページから6ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認めます。

次に、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款環境性能割交付金の質疑を受けます。

6ページから7ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認め、次に10款地方特例交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金の質疑を受けます。

7ページから8ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認めます。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩(午前10時26分)

再開(午前10時27分)

委員長(久田伸一君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金の質疑を受けます。

8 ページから12ページまでであります。

質疑ありませんか。

8 番、下田委員。

8 番（下田敏美君）

10ページ、2節の窓口諸手数料440万円ですが、関連質問です。

最近、書かない窓口が目につくようになりましたけれども、当町の窓口業務についてお伺いします。

委 員 長（久田伸一君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

町民課です。

委員さんのほうから、書かない……

（「窓口業務」の声あり）

町民課長（円子国浩君）

窓口で申請書とかそういったものを書かない……

8 番（下田敏美君）

用件を伝えればオーケーという、新聞紙上を見ればそういう説明をしていますけれども、例えば……

委 員 長（久田伸一君）

そういうところもあるということ。

8 番（下田敏美君）

うちの場合の、六戸の場合、窓口業務をどういうふうに行っているか。例えば、死亡届が来た場合、1つの課でもう全て用が足りるとか。

委員長（久田伸一君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

最近といいますか、新聞報道あったお悔やみの際の手続きの件かとは思いますが、うちの町民課のお悔やみ、死亡届の際の手続きでは、町民課のほうで後期高齢だったり年金の手続きだったりというものは1か所でできますし、あとは福祉課、税務課のほうでも手続きがある際には、お客様が動かない形で、職員が入れ替わる形での対応をしているところでした。

以上です。

委員長（久田伸一君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

住民がどこを回って用を足せばいいか多分分からないと思います。ですから、親切な対応をするために、1か所でいいと、できるだけ住民の要望を1か所で達してもらえるように内部協議をしていただきたい。

以上です。

委員長（久田伸一君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

分かりました。その点、気をつけましてやっていきたいと思っております。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

8番、下田委員。

8番（下田敏美君）

2月12日の新聞を見ると、結構そういうふうに対応している役所が出てきているということがついていましたので、2月12日の新聞、土曜日ですけれども、見てもらえば理解できると思います。

以上です。

委員長（久田伸一君）

お願いをいたします。

それでは、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、16款県支出金、17款財産収入、18款寄附金の質疑を受けます。

12ページから17ページまでであります。

質疑ありませんか。

盛田委員。

1番（盛田嘉彦君）

すみません、じゃ、17ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、2節ふるさと納税、ふるさと納税に関してご質問いたします。

ふるさと納税に関しまして、寄附額が前年度比550%以上の652万円というふうになっているんですけれども、これ増加している要因というのは何なんでしょうか。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

予算計上では652万円としておりますが、2月末時点で令和3年度における寄附総額が1,600万円を超えております。そのうち約75%が令和3年度から返礼品として取扱いを始めた町内にあります大規模宿泊施設の宿泊券を返礼品として指定された寄附となっております。

この宿泊券の返礼品の設定につきましては、宿泊施設事業者から町に対して直接ご提案を受けたものであります。なので、今後も継続してご提供いただけるものと考えておりますし、返礼品としての取扱いが昨年末から実質3か月程度でその分伸びたということで、今年はさらに増加するものと期待しているところです。

委員長（久田伸一君）

1番、盛田委員。

1番（盛田嘉彦君）

今まで返礼品に関しては試行錯誤しながらかなり大変な思いをしてきたというふうに思います。ようやくヒット商品に当たったということでかなりうれしく思っております。ぜひ来年度以降も、この商品をまず柱にした上で、新しいまた新商品等をいろいろご提供していただければなというふうに思います。

質問は以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

質疑ありませんか。

5番、杉山委員。

5番（杉山茂夫君）

ふるさと納税については、私も関心を持って見てまいりました。ただいまの大規模宿泊施設の宿泊券という言い方でしたよね。その部分というのは六戸町の大規模宿泊施設という意

味ですか。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

企業名、固有名詞を出していいかどうかというのでちょっと迷って今のような表現にさせていただきましたが、青森屋さんの宿泊券になります。法人登記自体、営業所自体が三沢市には所属はしているんですが、あそこの敷地のほとんどが六戸町ということで、六戸町の返礼品として取り扱うことに問題はないということで確認は取っております。

三沢市のほうでも当初は考えていたそうなんですが、青森屋さんのほうから、取り扱うポータルサイトというんですか、ふるさと納税の窓口となるインターネットサイトが、三沢市さんでは扱っているものが青森屋さんのほうではちょっとうまくないと、取扱いができないということで、六戸であれば大丈夫ということで六戸にご提案いただいたところです。

委員長（久田伸一君）

杉山委員。

5 番（杉山茂夫君）

答えられるかどうか分かりませんが、具体的に、例えば、普通は寄附金の3割程度がいわゆる返礼品という形になっているわけですがけれども、そうすると、例えば、5万円だったら5万円の寄附で1泊できるとか、あるいは3万円の寄附で1泊できるとか、そういうような形でポータルサイトには載っているということですか。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

宿泊助成券という形になっているかと思いますが、1万5,000円単位ですので、その3割なので、その逆算していただければという、ご理解いただきたいと思います。

5 番（杉山茂夫君）

分かりました。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、歳入の最後の22款町債までの質疑を受けます。

17ページから20ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で歳入の質疑を終わります。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

最初に、1款議会費と2款総務費の質疑を受けます。

21ページから40ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

28ページ、2款総務費、5目の財産管理費の積立金のところですね、24節の。電源立地地域対策交付金事業積立てということが、今、新しくこれできてきたと思うんですけども、これまでは、私のあれでは、診療所のほうにこれは行ったと思うんですけども、どういったことでこちらのほうに組替えになったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

今までは、診療所とか、あとは消防車両購入とか、いろんなものに充てていたんですが、実は、今回この電源立地地域対策交付金で、学校の備品を購入することにも充当することが、充てることができるというふうなことでしたので、義務教育学校建設時における備品の購入に充てる目的で基金を積み立てていくと、一応総額、初年度3,000万円で、大体1億円ぐらいまでの基金積立てを予定しております。

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

7番、高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

これは実際の実数というのは、どのぐらいの交付金が来ているんですか。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

実際には1億1,000万円、2,000万円ぐらい、ちょっと今手元に正式な数字はないんですけども、一応1億円は来ております。

以上です。

7 番（高坂 茂君）

分かりました。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

次に、質問。

2番、松橋委員。

2 番（松橋一男君）

34ページ、2款2項1目の7節報償費、納税貯蓄組合の奨励金とありますが、これはもう今やっていない市町村もあると聞いています。近隣の市町村で奨励金出していたけれども今は廃止したとか、そういうところがあったら教えていただきたいと思います。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

申し訳ございません、詳しくはその辺ちょっと調べておりません。ただ、納組自体をやめたという町村はございます。申し訳ございません。

委員長（久田伸一君）

2番、松橋委員。

2 番（松橋一男君）

調べるついでにと言ったらなんですけれども、その奨励金を納付した結果、町税のほうに影響がどのぐらい出ているかとか、それも併せて聞いていただければと思います。

以上です。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

どのくらいの影響が出るかということですが、実際、納税貯蓄組合に加入し、納税されている方々が、納組がなくなったことによって自主納付に移行してくれると、今のままの、減収にはならないと思います。納組があるから納組に入って納めている、納組がなくなったら自分で払うというスタイルになるだけですので、特段減るかと言われると、減る要素はないのかなと思います。

委員長（久田伸一君）

2番、松橋委員。

2 番（松橋一男君）

そこを実際にやっている市町村で確認取れたら、ぜひ教えていただきたいなと思います。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

ちょっと話は納組から離れますが、六戸町、上北郡、上十三、この中でも徴収率トップクラスです。要は、納組がないところ、七戸町は納組ございません。あつたのをやめております。だからといって徴収率いいかというよくありません。極端な話、納組がなくなったら徴収率落ちるかとなったかという、七戸町に、私、問合せして、納組あつたときとなかつたとき、今現在とどうかという問合せはできますが、今現在、六戸町、おかげさまをもって

上十三トップクラスの徴収率で推移しております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

2番、松橋委員。

2番（松橋一男君）

今、課長のお話だと、納組があるので、それがいい影響を六戸町に及ぼしているという感じに聞こえるんですよ。本来、税金は、納税の義務ですよ。本来はこういう納税組合とかなくても納めるのが当たり前ということだと思います。でも、実際は、これがあるから払っているという人もいますかと思えます。そのところをちょっと知りたかっただけで、あまり他町村だから突っ込んで聞かれないというのものもあるかもしれませんけれども、私が言いたいのはそこです。

以上です。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

県内、納組存在している市町村等にちょっと問合せした上で、調べたいと思います。

委員長（久田伸一君）

後で調べるということで、ほかに質疑ございませんか。

5番、杉山委員。

5番（杉山茂夫君）

先ほどちょっとふるさと納税の寄附金収入のことが出ましたので、その経費という部分で、31ページ、これはまちづくり推進費のふるさと納税の寄附の謝礼が238万8,000円と、それから、まずこれが1点で、全部で652万円のうちの238万8,000円というのはその返礼品だと

思います。返礼品というのは、総務省のほうでは3割以下と。これやると若干3割超えるというのは、これは例えば輸送費、宅急便の例えばそういう輸送費も入るからそういう形になるのかという、これ1点です。

それからもう一つが、次のページの、このふるさと納税の返礼品のポータルサイトの掲載というのがあります。これも一つのその経費になると思うんですが、このクリエイター育成講座って、この間の町のPRビデオだとか、それと合わせて156万8,000円なんですけれども、ポータルサイトは幾らなのか。

それからもう一つが、その下のふるさと納税決済システムの使用料10万1,000円、これも一つの経費に入るのかと思います。そうしますと、収入から今までの一連の経費引いて、どのぐらいの実質的な収入になっているかという、知りたい意味でその点を聞きたいと思います。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

杉山委員からご質問のありました31ページの寄附謝礼、これはご指摘のとおり返礼品のものになります。このものについては送料も含まれております。それについては、お話のあったとおり、寄附額の3割以内に収めなさいという条件がつきます。

次の32ページのポータルサイト掲載・運營業務委託料でありますとか、次の使用料及び賃借料のシステム使用料、こちらの部分も含めて5割以内に収めなさいということになりますので、先ほど歳入のほうで申し上げてあります650万円でしたか、その半分以上は入ってくるという、実際に町のほうに収入になると考えていただければよいと思います。

あと、クリエイター塾とポータルサイト運營業務の委託料なんですが、固定で、もう今からこれが契約になりますけれども、実際に入札と関わらない部分になりますので、クリエイター育成事業については1,400万円を予定しておりますので、ポータルサイトの運營業務については今のところ……すみません、140万円ですね。クリエイター育成講座事業については140万円、ポータルサイト掲載の運營業務については16万8,000円を計画予定しております。

以上です。

5 番（杉山茂夫君）

分かりました。

委 員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、3款民生費と4款衛生費の質疑を受けます。

40ページから56ページまでであります。

質疑ありませんか。

1番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

51ページ、4款衛生費、1項衛生費、2目予防費、12節委託料、コロナワクチン接種についてお尋ねいたします。

コロナワクチン接種ですが、3月28日から5歳から11歳の方の接種が始まるというふう
に思うんですけども、多くの親御さんは子供の接種に関してかなり不安を抱いているとい
うことをお聞きするんですけども、その父兄とかの方々に关しまして何かサポートみたい
なところというのは考えていらっしゃいますでしょうか。

委 員 長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

おっしゃるとおり、小児用ワクチンのほう 5 歳から11歳、3月28日の週から開始を予定しております。現在、通知のほうをもう前半の部分の方には出しておりまして、インターネット等の予約を受けている状況です。

私のほうでも、当初、そんなに受ける人が来ないんじゃないかというちょっと不安もあったんですが、申込みのほうを見ておりますと、今、六、七割は希望しているという状況ではございます。当然、不安なところもあるかと思うので、ホームページなりでのあれと、通知のほうにもいろいろ説明書、小児用のチラシとかパンフレット等も入れさせていただいておりますので、その辺のところを読んでいただいでご予約いただいているのかなと思っております。

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

1 番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

冒頭でも町長の挨拶もあったとおり、学校でのクラスター等もいろいろ考えられるということなので、受けている子、受けていない子の中で差別、それが原因でのいじめとかということも想像できるということであると思うんですけれども、そちらのほうのケアとかということのもしっかりと対応していただきたいなというふうに思うんですけれども。

委 員 長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

十分に、そういう差別的なことがないように、それぞれ啓発的なことをちょっとやらせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委 員 長（久田伸一君）

1 番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

またもう一点質問したいんですけれども、よろしいでしょうか。

委員長（久田伸一君）

はい。

1 番（盛田嘉彦君）

今現在、感染が拡大しているということなんですけれども、第5次のときには、感染者の方ってホテル療養が主体だったというふうに思うんですね。あと、6次に関しては、大変感染者が多いということで自宅療養をされている方というのが中心になっております。

保健所のほうに確認したところ、自宅療養に関しまして、食料に関しては希望者の方に関してはお届けするというので、当然外出はしないようにということでの呼びかけはあるんですけれども、実際コロナに感染した方のお話を聞きました。

そのところ、食料をお願いしたところ、届くまで1週間かかるというふうに言われたというふうに言われたんですね。実際、3月1日の日に感染した方が2日の日に食料を要請して、届いたのが昨日の3月7日です。要は5日間ですね。じゃ、その5日間その方はどうするのという話になりますよね。当然、オミクロンの場合は軽症者の方が多いということで、容易に食べ物屋さんに行ったり買物に行ったりということが想像できるというふうに思うんですけれども、今のこの現状に関して町側は把握していますでしょうか。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

保健所のほうからは感染者の名前等の情報はちょっといただいていない状況でして、自宅療養の際に保健所のほうで手に余るくらいの数になりますと、うちのほうにそういう食材等の配付の協力という形では来るやには聞いておりましたが、今のところそういう協力は来ていないという状況でございます。

委員長（久田伸一君）

1 番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

この状況になって要請が来ていないということはどういうことなのかなというふうに思いますし、まん防出している意味じゃないですよ、この状況だと。ちゃんとしっかり確認した上で、町側として、本来であれば、先ほど課長がおっしゃったとおりに、保健所で対応ができないのであれば、町側と共同でそういう支給とかというのは当然すべき。でも、それが今なされていないこの状況ということを重く受け止めて、町側としてしっかり県なり保健所なりに強く要望してほしいというふうに思います。

委 員 長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

確認させていただきます。

1 番（盛田嘉彦君）

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで、入替えのため暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前10時54分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、5款労働費と6款農林水産業費の質疑を受けます。

57ページから63ページまでであります。

質疑ありませんか。

それでは、長根委員。

4 番（長根一男君）

60ページの6款農林水産業費についてお伺いします。

新規就農者経営発展支援事業という事業はどのような事業なのかお聞きしたいと思います。

委員長（久田伸一君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの長根委員の質問にお答えいたします。

49歳以下の男女問いませんが、認定農業者に対して最大1,000万円の公庫から支援を受けることができます。ただし、人・農地プランに位置づけられているということも条件としてあります。また、親元で就農している方が新規就農やるのであれば、親と別の作物を耕作しなければなりません。また、自らの経営部門を立ち上げることと、あと5年以内に親の経営を継承するという条件が出てまいります。

以上です。

委員長（久田伸一君）

長根委員。

4 番（長根一男君）

前にもこういう事業があったような気がしますけれども、これとはまた、前にあった事業継続じゃなく、新規になっているように書いてというか載っていましたけれども。

委員長（久田伸一君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの質問に対してご説明いたします。

これ新たに名称も変わりました、金額も変わりました。今、この予算措置した段階では1,000万円、国と地方が負担するようになっておりましたが、4月以降なんですけれども、国のほうから、国が2分の1、地方が4分の1、あと個人が4分の1になる可能性の負担が出てきます。まだはっきりした国のほうから要綱が新たなものについてはまだ来ておりませんが、予算措置のときには、国のほうから示されたことについては、この1,000万円に対して国と地方が負担するということでお知らせがありました。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

4 番（長根一男君）

はい、分かりました。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

63ページ、6・2・1・12委託料、宝くじ桜若木植樹管理業務ですが、町長、これ記念植樹みたいに、例えば、結婚した植樹とか、新生児、新しく今年生まれた子供の記念植樹とか、そういう記念植樹的なものに考えはないかどうか。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、具体的にそういうイベントを含めてというふうなものは持ち合わせてはおりません。実際の老朽化した建物、桜のことなり、更新していかなきゃならないということもありますので、それらを網羅した中で対応していきたいなど。具体的にやるということになりますと、イベント的にはやることはやるんですが、運動公園に植えたときもそうだったんですが、今後、どのようにして植栽するのがいいのか、担当のほうで考えてもらいたいなと思っております。具体的にこうするというのは考えてはおりませんが、ただ単純に植栽ということではなく、植えることになるのかなというふうには思っております。

委員長（久田伸一君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

やっぱり思いを強くするためには、やっぱり町民の手によって植樹させるのが私は一番いいかなと思います。ぜひそういうふうを考えてほしい。

委員長（久田伸一君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいま下田委員からの質問に対してお答えします。

我が農政課とまちづくり推進課、また建設下水道課とタイアップしまして、6月に一応町民を募集しまして200本の桜を植えたいと考えております。ただ、それに伴いまして、若干のバックホーで掘削しなければならない箇所が200か所くらいありますので、そういう準備等もごぞいます。

また、この植えるに当たって、森林環境譲与税の一部を利用いたします。森林環境譲与税

を丸々基金に積まなくて、少しでもいいので、何か植栽等に少しでも使うことによって、残りは森林環境税のほうに基金に積んで、今後、義務教育の学校建築に県産材を使えるために基金を積立てしております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

町長、確認です。

今、課長言ったことをぜひ実現するように心に留めておいてください。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

この桜の苗木、実は急遽、こういう事業あるのは知っていましたので、お話、県のほうの窓口で連絡したところ、非常に本数多く六戸に頂戴したものでございます。ですから、ご質問のように、形として作りながら植栽していくことができれば理想だなと思いますし、実際掘って、学校であったり、そういうところと相談しながら、担当課のほうにちょっとイメージ深くなれる方法がないかを考えさせたいというふうに思います。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

8 番（下田敏美君）

はい。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

先ほどの長根委員の新規就農者のところで、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

この前の説明の中でも、個人に100万円で、300万円計上したということなんですけれども、それは分かりますけれども、この新規就農、こういった形で周知して、こういった形で募集するのか、それと、これは町内を対象にしているのか、それとも脱サラして東京からでも来た者にもこういった新規就農の場を与えるというふうに捉えてよろしいのか、そういったところの取組というのはどうなんでしょうか。

委 員 長（久田伸一君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの高坂委員の質問についてお答えします。

募集に関しては、まだ国のほうの要綱が定まっておられません。4月、5月以降に要綱が来次第、広報またはホームページ等で募集をかけるようにしております。

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

我々、テレビの前では、そういう都会の方が脱サラしてこういう制度を使ってというのが、私はこれが主なのかなと思ったんですけれども、そして先ほどの説明だと、自分の家が農家やっていて、後継ぎで継承していく場合の新規ということであれば、別な農作物ですか、それをやらなきゃならないというふうに聞いたんですけれども、そこら辺非常に難しい面があると思うんですね。1,000万円の国からと地方からの資金を調達してやるわけなので、かなりの事業になると思うので、そこら辺かなりの取組というのは大事だと思いますので、ぜひとも周知の仕方を考えて、なるべく大きな農家、継承していくような形を取っていただければ

ばなどと思ってお聞きしました。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

まず、この融資に関してなんですけれども、公庫のほうから借入れができるかできないかがまず問題になります。なので、最大1,000万円までの借入れができるということで、できる限り新規就農者に関しては、町の1次産業ですので、できる限り我が農政課のほうとしましても予算のほう計上していきたいと思っております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで休憩を取りたいと思います。

11時15分まで休憩をいたします。よろしく申し上げます。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時15分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、7款商工費、8款土木費の質疑を受けます。

63ページから72ページまでであります。

質疑ございませんか。

1番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

65ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費並びに66ページ、4目地域活性化イベント支援事業費についてご質問いたします。

このコロナ禍の影響によりまして、令和2年度、令和3年度、2年続けて、代表される秋まつりでありますとかメイプルタウンフェスタ、そのほかもろもろのイベント等全て中止になっているんですけれども、そのイベント関係の実施ができなかったことについて、新年度の見通しに関してはどうなっているのかということと、また、今後どのような感染予防対策を想定しているのかお聞かせいただけますか。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

盛田委員のご質問についてお答えさせていただきます。

コロナ感染症の状況が日々変化している状況にありまして、その程度によりまして、県及び町の感染予防に対応します公共施設等の使用規制でありますとか、お客様を集める際の人数制限なども実施されているところであります。

そのような中で、新年度において確実に開催実施できるかはまだ不透明なところでありますが、開催実施することを前提に準備を進めてまいりたいと思っております。

また、開催時に行う感染予防対策につきましては、従来からの消毒の徹底でありますとか、検温、入場規制などを引き続き行うことになるとは思いますが、それ以外についても県や国の指導に従った上で対応してまいりたいと考えております。

当町の秋まつりでありますとかメイプルタウンフェスタよりも前の期間に、青森市のねぶた祭でありますとか八戸市の三社大祭でありますとか、他市町村の大規模な観光イベントが実施予定でありますことから、それらの動向にも注意しながら各実行委員会にて対応を検討

してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

1 番、盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

通常どおりのイベントを行うということはなかなか難しいというふうに思います。あと、秋まつりに関しては、各町内会が参加するという事なので、2年間中止にしてしまうと参加を見合わせる町内会も出てくるのではないかとというふうに懸念しております。伝統文化を守る意味でも、何とか継続してご参加いただけるようなサポートというのが必要になってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長（久田伸一君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

秋まつりに関しては、この2年間、青森県内、全国においても、こういうふうな一般町民参加型のイベントの開催についてはかなり難しいということで、実施を計画しながらも残念ながら中止に至っているところがほとんどだと思います。

実行委員会の中でも、こうすればいいんじゃないかという対策案は出るんですが、果たしてそれで感染の危険性がないかと言われれば、ゼロにはできないだろうということで、なかなか足を踏み出せずにいるところです。

先ほどご説明の中でお話ししましたとおり、六戸町の秋まつりよりも前に行われるねぶた祭であるとか三社大祭の動向によりまして、こういう開催内容であれば問題ないよというのが見えてくると思いますので、それに準じた形で六戸町もできる限り感染の対策を取りながら実施したいなと考えております。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

1 番（盛田嘉彦君）

はい。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

5 番、杉山委員。

5 番（杉山茂夫君）

72ページの都市計画費の中の委託料の部分と、あと工事請負費で、館野公園の、まず1つが都市公園施設改修設計業務ということで、全員協議会の中でちょっと説明を受けたときに、館野公園のトイレの施設の設計業務だったかどうか、それをちょっとまず1つ確認したいと思います。

当初予算概要書の部分で、新規で46ページに都市公園（館野）施設改修設計業務というのがありまして、これ何かあずまやとかトイレだとかとちらっと聞いたような部分があったんですが、そこをちょっとはっきり、聞き逃したかも分かりませんので、これから、どうしてかといいますと、実は館野公園が、今、キャンプの方とかいろいろ他市町村から非常に来て、いろいろ喜ばれております。最初は一人キャンプだったんですが、最近は家族連れとか、大変いろいろ来るようになりまして、テントも大型化しまして、北東側の駐車場のほうにも、トイレの前に手洗い場というんですか、いろいろキャンプ用品を洗ったりするのも設置していただいたりして、大変充実してきたものですから、その部分で、今、どういう形のこれから整備をしていくのかという部分でお聞きしている次第です。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまの杉山委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、来年度予算で都市公園施設改修設計業務を予算を計上しております。内容のほうですが、今年度、都市公園長寿命化計画というものを策定するんですが、来年度から国の社会

資本整備総合交付金事業でこの改修工事を実施することになります。それで、令和4年度においては、令和5年度の改修工事に向けまして、舘野公園のあずまや、炊事場、トイレなどの施設の改修をするための設計業務を来年度実施して、令和5年度以降に工事に入る予定となっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

5 番（杉山茂夫君）

はい、分かりました。

それから、あともう一つ新規の事業で、これは私も一般質問でちょっと提案した部分ですが、防犯カメラの部分で、いろんな方が出入りするようになると、そしてまた、将来的に教育関係のそういう環境整備という部分もあって、防犯カメラということでここに書いておりますが、たしか2か所というふうに何か聞いた記憶がありますが、場所的にはどの辺なのかなど、公表しないほうがいいのかどうなのか分かりませんが。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

来年度予算で舘野公園駐車場防犯カメラ設置工事の予算を計上しております。

この防犯カメラについては、舘野公園のさつき沼の反対側の大きな駐車場にカメラを2台設置する予定で、1台はトイレ周辺、もう1台は駐車場全体を撮影できるようなカメラを考えております。ちなみに、SDカード方式による7日間録画できるような防犯カメラを考えております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

5 番（杉山茂夫君）

はい、よろしいです。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

68ページ、8款土木費、道路橋りょう費の2目12節委託料です。この説明書のほうには載っていませんけれども、この青色の冊子のほうには新規事業で、44ページ、中ほどの橋りょう費のところの新規事業で、町道草刈り作業消耗品支給とあります。これは新規事業だと思うんですけれども、チップソー、混合油、除草剤、これ地域の常会で地域の道路を除草しているわけなんですけれども、それに対しての給付という、補助というんですか、そういう意味だと思うんですけれども、この意図するところと、どういった形でこの経費、支給される方法、そういった方法とか、申請方法とかあると思うんです。そこら辺を説明いただきたいと思います。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

当初予算概要書のほうに新規事業で、町道草刈り作業支給を新規に実施することにしております。内容のほうは、町内会等で道路愛護作業の一環として草刈り作業をする場合に使用する刈り払い機のチップソー、混合油のほか、除草剤を支給するもので、予算的には102万6,000円となっております。

まず、この事業の実施の意図としては、各町内会から道路の草刈り状況の意向調査をしました。その結果、かなりの町内会から混合油等の支給をしてほしいという要望がたくさん多かったものですから、今回この支給事業の実施に至りました。

今後の実施については、草刈りの面積に応じて混合油とかチップソーの枚数並びに数量を

定めた要綱を作成して、それにのっとして実施の前に申請をしてもらって、その後に支給するというふうな方法で実施したいと考えております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

大変素晴らしいことだと思います。チップソーでもほとんどのものは、今、刈り払い機出していますので、みんな刃こぼれ起こしていますので、結構かかると思うんです。混合油はそんなにかからないと思うんですけれども、そういったところで、町内会からの申請で対応するというのであれば、どのぐらいの最終的な決算になるか分かりませんが、ぜひともこういったところ、大いに事業を実施していただきたいと思います。中には、やはり途中での熱中症のこともありますので、水分補給の分も必要かと思うので、そこら辺も加味していただければと思います。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

建設下水道課です。

まず、先ほどの説明の中にちょっと説明不足の点がありましたので、追加で回答したいと思います。

まず、予算的には、10節の需用費の中の消耗品費で除草剤とチップソーを、ここで、全体で112万9,000円の消耗品費を計上しておりますが、この中でチップソーと除草剤の費用を計上しております。それで、燃料費18万円ですが、これは全額となりますが、こちらのほうが草刈りに使用する混合油分となります。

今後、そういう水分補給というふうな要望も出てくるかと思いますが、今後、地域の要望等を調べて、今後検討していきたいと思います。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

7 番（高坂 茂君）

はい。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで、入替えのため暫時休憩をいたします。

休憩（午前11時29分）

再開（午前11時30分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、9款消防費と10款教育費の質疑を受けます。

73ページから95ページまでであります。

質疑ございませんか。

山本委員。

11 番（山本 実君）

80ページ、10款教育費、4目学校建設費、12節の委託料3億2,562万1,000円とあるわけですが、これについての詳細な説明をいただきたいと思います。

委員 長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

委託料の内訳といたしまして、（仮称）六戸町立義務教育学校新築工事実施設計業務、内容は、建物設計、地質調査、現場測量、外構設計、そのほかに統合型公務支援システム導入業務となっております。

委員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

小中一貫校の、いよいよこのように当初予算で上がってきますと、スタートするなという感じになるわけでありますが、町長にお尋ねしたいんですけれども、開校年度を令和7年4月というふうに定めて取り組んでいるわけなんです、この令和7年にこだわる理由というようなもの特別あるわけですか。

委員 長（久田伸一君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私個人として建築云々をこだわっているのはございません。

ただ、現実問題として、現在の六戸中学校、それから先ほど来予算の中に出てきておりますが、六戸小学校であり、非常に老朽化しておりまして、できるだけ早く校舎を造っていかなければならないというものがありますので、今、設計上のこの流れからいきますと、建築が早くてその頃になるだろうと。令和7年4月開校できたら、一番これが最短になるかもしれません。早くいい施設を与えてあげたいなということになっていて、何かこだわりがあってこのときにしましようというわけではございません。

委員長（久田伸一君）

山本委員。

11番（山本 実君）

規模が規模だけに、昨日の7番議員の一般質問では、教育長のほうから65億円という数字が具体的に出てまいりました。規模が規模だけに、やはり多方面から検討して取り組まなければならない事業だというふうに私は考えるわけでありましてけれども、この小中一貫校を建設するに当たって、1割程度の負担というふうなことも言われているわけでありまして。

この1割程度の負担をすれば、この65億円の建設ができるということであると思っておりますけれども、この建設費を65億円と定めているわけなんです、この1割の負担という考え方でよろしいんですか。それとも、国からの補助が50%あると、そういたしますと、65億円割る2で、その1割ということなのか、その辺のところを詳細にお願いしたいと思っております。

委員長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

1割程度とこれまで説明申し上げてきました。昨日、教育長のほうから一般質問の回答で、実際に具体的な制度的な割合でいくと5%程度にはなりません。ですが、補助事業等の流れで、補助の対象になるならないというのが多分来年度から精査になるということで、単独費用が増えるという見込みもあるんですが、面積等も増やしたり、駐車場等々の整備も含めるんですけれども、目標値として1割程度が町負担であれば、後世において負担がかからない事業費と考えたところで、1割程度という目標値を設定させていただいております。

以上です。

11番（山本 実君）

大変よく分かりました。

そういたしますと、その1割の金額は幾らになるのか。つまり、一番町民の方々がお尋ねしたいこと、または心配をすること、また、一議員といたしまして、財源的なものは一番心配をするわけでありまして。ですから、その1割の金額は、この建設費の65億円の1割なのか、

もしくは文科省の補助の50%をいただいた残りの1割の負担というふうなことなのか、その辺のところをお願いします。

委員長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

事業費の設定額を65億円としておりますので、財源も含めてそれ以内に収めたいということの1割でという考えであります。

委員長（久田伸一君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

だから、65億円の1割ということですか。それとも文科省から補助になった残り、その半分の1割ということですか。

委員長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

補助金、起債事業等を含めた残りの補助の対象にならないものを含めて1割を上限として考えたいということとして、制度的には今の内容でいきますと、補助金が50%、裏財源というんですけれども、起債が45%になります。残った5%が建設時の単独費用ということの制度上ではあるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、実際、補助事業というのは、補助事業経費と単独というのは分かれてきますので、当然、単独費用は増えることになるんですけれども、その辺は精査して65億円以内に収める1割ということで進めてまいりたいと思っています。

委員長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

課長、発注はいつ頃になるんですか、予定しているんですか。

委 員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

教育長。

教育長（瀧口孝之君）

課長いろいろ細かくお話、説明申し上げておりますけれども、山本委員おっしゃるように、端的に申し上げますと、今、計画で65億円を見込んでおりますけれども、その1割ということでご理解いただければと思います。1割程度ということのご理解でよろしいかと思えます。

委 員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

65億円の1割という理解でよろしいんですね。

文科省の補助が50%と、残りの部分は起債を起すんだと、こういうことですね。そうすると、起債を起すその金額は幾らになりますか。

委 員 長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

学校教育施設等整備事業債ということで、残りの半分の90%が起債で充当されますので、おおよそなんですけれども、29億2,500万円が起債の金額になります。

あと、先ほどもう一つ、建設年度ということでしたが、令和4年度を実施設計の年度とし、

令和5年、令和6年度で建設という今のところの計画になっております。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

山本委員。

11番（山本 実君）

65億円の1割、その半分が起債、さらに起債を、そうするとトータル的には1割の負担では収まらなくなってくるよ、町の負担は、6億5,000万円では。

委員長（久田伸一君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

起債を起こして償還というお話だと思うんですけども、それも70%が交付税措置で残りの3割は単独費用ということになりますので、1割で全部が収まるという計算にはならないと思います。

11番（山本 実君）

そうですね。これは……

委員長（久田伸一君）

山本委員、再質問ですか。

11番（山本 実君）

はい。

委員長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

これは企画財政課のほうにまたがっていく問題なのか、償還は、これは令和7年4月開校ですから、開校した後に償還が始まると思うんですけども、何年で考えていましたか。

さらに、今、課長がお話をした借入れ等を考えた場合に、当然その利息もそれに加わってくるわけでありますから、まずトータルの町の負担、利息も入れて、もしその辺のところ計算ができているのであればお尋ねしたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

まず、事業費が仮に65億円ということで、そのうち起債、先ほど教育委員会のほうから話がありましたけれども、29億2,500万円ということでお話ししたいと思います。

起債の借入れ、今現在の制度でいくと最長25年になります。元金均等の返済で3年据置き、22年で元金を返済していきます。利息については、今現在、借入先でも違ってきますけれども、利率0.5%で計算すると、大体利息が2億1,000万円ぐらいになります。そうするとトータルで29億2,500万円、プラス利息2億1,000万円となると、31億3,000万円ぐらいの返済になります。ただし、70%交付税算入されますので、仮に20億円が交付税算入で入ってきたとすれば、11億3,000万円ぐらいの町負担というふうな形になるかと思います。

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

11億3,000万円ぐらいの負担になるというふうなこと、大変よく分かりました。

実は、私のみならず各議員の方々または町民の知りたいところは、そのところが一番心配をするところではないのかなというふうに考えて質問をしているわけであります。

この事業そのものについては、今のような予算関係のことから、目に見える形を取って力強く進めてほしい。これは私だけの願いではないと思います。なおかつ、この六戸モデルと

いうんですか、この新しい義務教育化のスタイルで進めるわけでありますから、ぜひ力強く進めていただきたい。

それと、予算的なことなんですけれども、私は、この65億円、一応そう仮定した場合に、これにこだわる気持ちは分かるんですが、また後で何をする、それから何をするというようなことではなくて、多少オーバーしてもやってほしいと、そしていいものを造ってほしいというふうなことをお願いいたしまして終わります。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

11 番（山本 実君）

はい。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ありませんか。

苔米地委員。

12 番（苔米地繁雄君）

今の質疑に関連してちょっと聞かせていただきたいと思います。

解体部分、5億円ぐらいかかるというような話でしたよね。県のほうで解体する部分があると、できるものがあると、あと町の部分もまだありますよという説明を受けたような気がいたします。県のほうからはあそこを無料で譲渡していただくと、この前の説明会の際にも、今日決まるんじゃないか、決まったんじゃないかという話をしていましたが、無料譲渡というのは、この解体部分を引いて無料譲渡になるんですか、それとも県の解体、県がかかるお金も入れている65億円ということですか。

委員長（久田伸一君）

教育長。

教育長（瀧口孝之君）

苫米地委員の質問にお答えします。

無償譲渡についてなんですけれども、基本、県の県立学校のもの、無償譲渡に当たっては、基本ですが、建物もついた形で無償譲渡というふうなことになっています。ただ、場合場合によってですけれども、耐用年数が過ぎているものとか、譲渡した後に譲渡を受けた側が必要ないということであれば、一部解体ということもこれまで前例としてあっています。

じゃ、六戸高校の場合はどうなのかというお話になるわけなんですけれども、実は耐用年数が過ぎていない、そういった建物も現存しております。また一方で、耐用年数を過ぎている、そういった建物も現存しております。今、そういったことを精査しながら県と交渉していることとなりますけれども、基本としては、耐用年数を過ぎている建物等については県のほうで何とか解体していただけないかと、それから耐用年数が過ぎていないもの、これについては県もなかなかそれを解体して譲渡先にというふうには考えづらいというふうな回答も実はいただいております。ただ、様々まだ交渉段階ですので、今決定というわけではなくて、さらにそういった調整といいますか交渉をしてみたいというふうには考えております。

以上です。

委員 長（久田伸一君）

苫米地委員。

12 番（苫米地繁雄君）

今交渉中ということで、まだそれは決まっていないということで理解していいですか。

委員 長（久田伸一君）

教育長。

教育長（瀧口孝之君）

100%決定というわけではありません。ですから、考え方としては、県としてはそういった考え方を持っておられる。ただ、そこを何とかありませんかというふうなことは、こちらのほうから希望を申しているということでもあります。

委員 長（久田伸一君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

いや、この前の説明会のときに、課長の説明で、あと3年ほどすると耐用年数が全部切れると。県のほうで全部それは、じゃ壊せるんだなと私理解したんですよ。それで今そのことを聞いているわけなんですけれども、さっき山本さんが質問されたように、令和7年に開校するという、私たちはそのように聞いていましたので、説明を受けていたものですから、そうなんだなと思ひまして、もしこれ3年で全部耐用年数が来て全部解体できるとすれば、そこまで拙速に令和7年と決めなくても、耐用年数が3年で切れるのであれば、あと3年ぐらい押してもいいのじゃないのかなというような気がするもので今質問したんですが。

委員 長（久田伸一君）

教育長。

教育長（瀧口孝之君）

そのときに長谷課長のほうから3年で全て切れるというふうな説明があったかどうかというのは、私、記憶、実はないんですけれども、そういった説明ではなかったんじゃないかなというふうな気はしていますけれども、現実には3年後、全ての建物等の耐用年数が切れるということではありません。全ての耐用年数が過ぎるというのは、もう3年どころのレベルじゃなくて、複数年のレベルの話になってきますので、例えば、それが全て耐用年数が過ぎて、そこを譲り受けて建てるといったときには、もう10年以上も先の話になってしまうと。具体的な年数、今つかめてはいないんですけれども、かなりの年数を経過しないとそういったことができないというふうなことになるかと思ひます。

委員 長（久田伸一君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

課長の説明したの、もし議事録あったら聞いてみてください。私が間違っただけかもしれないんですが、県のほうでやれるやつあるんだと、あとの残った何年かのやつは町のほうで

壊さなきゃならないんだというように聞いていたものですから、今その質問をさせていただきました。

いずれにしても、町長はいい方向で一生懸命努力されているものと信じておりますので、ひとついい教育学校を新築していただきたいと、こう思っております。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、いろいろ、るるお話ししておりますが、全てこれは県の試算でございます。財産でございますから、県のほうの試算で来ている数値で私どもは今お話をしております。ただ、皆様に、県産材を使ってですとか、いろんなお話をしておりますので、先般ご報告したように、県のほうとしては無償譲渡すると、そして耐用年数過ぎたものに関しては県の責任で取り壊すというところまでは確実に来ております。

ただ、その他のものにおきましては町側ということになりますが、この壊す見積りも、今これからいろいろ設計やって、町として今度はちゃんと見ていくということになりますので、同じ金額になるのかどうなのかは分かりません。あまり高い状況には、県が見積もるよりは高くはないという気はしているんですが、期間的な部分も含めて、取り壊すのは取り壊し、そして遠回りをするようなことよりも、正確に目的のものを造ってあげればいいかなど。この義務教育の実施設計業務、これをやっていくことによって、町として今実際にどうコストがかかり、どうなのかという具体的なものが出てくるんだろうなというふうに思っております。

今の65億円分を全て、それ以上になるのかもしれませんが、下がるかもしれませんが、これは県がたまたまご自身のところの財産という中で見た見積りの額でございまして、私ども六戸町が調べたわけではございませんから、私ども自身の手で実際に正確なものを捉えながら、先ほど言ったような助成金のこと、起債のこと、それらのことがもっと正確な読みとしてなされていけるなど、今後はそういうふうになっていくなというふうに思いますので、皆様にご理解いただけるように、できるものならばいろんな、こういう学校はどういうような要素なのかということも議員の皆様にも理解してもらおうようにしていかなければなりませんし、この当初予算には入っておりませんが、コロナとかそういうのがなければ、こういう

学校というのはどういうイメージのものなのかということは、やっぱり皆様にも見てもらう機会をつくらなくてはいけないなど。本当はもう去年から考えていたんですけども、コロナがこういうふうな状況になりましたので、新たに実施設計の中において具体的な数値を踏まえて皆様にお示ししながらやっていくことになるというふうに思っておりますので、今のところは町で壊さなきゃならないというのものもあるやもしれません。

今、折衝中というのは、いろいろ建物をやる上においても、内容に応じて、県がもし、これが県の施設としてやってきて、これをそのままそっちでやれと言っちゃまずいよなという項目も出てくれば、県はまた別のことで応えてくれるかもしれませんし、今、私どもが手を加えてみなければ、折衝するにしてみてもならないものですから、とにかく話を進めてみて、県がどれだけやるのか、協力してくれるのかどうなのかという部分を進めていこうというふうに思っております。

委員長（久田伸一君）

苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

今、町長が、気にはかけていて、もう去年から考えていたというんですから、恐らく気にはかけてくれていたと思いますけれども、議員、私、皆さんもと言えば大変失礼ですが、この小中一貫校について、皆さんと今進めている教育委員会とも共有するところがそんなにならないんじゃないのかなと、もうちょっと議員、議会にも説明をしながら前に進めていってもらえれば、私どもも非常にありがたいなと思っておりますので、さっき町長がおっしゃったようにしていただければ大変ありがたいと思います。

終わります。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認め、次に11款災害復旧費、12款公債費、歳出の最後の13款予備費までの質疑を受けます。

95ページから96ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書について質疑を受けます。

97ページから111ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和4年度六戸町一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の予算特別委員会は終了いたします。

次の本委員会を3月9日午前10時より本会議室において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご起立をお願いします。

ご苦労さまでございました。

散会(午前11時58分)